

法改正により、令和4年10月1日から、
「建築行為を伴わない既存住宅」も
長期優良住宅維持保全計画の認定ができるようになります

○法改正の概要（令和3年5月28日公布、令和4年10月1日施行）

これまでの長期優良住宅建築等計画の認定は、「新築」「増築又は改築」をしようとする住宅について、長期優良住宅建築等計画の認定を行っていました。

法改正により、令和4年10月1日以降は、新築等に加えて一定基準をクリアした「建築行為を伴わない既存住宅」も認定できるようになります。

※認定基準については、今後国から示される予定です。

○手数料について

一戸建て住宅の場合（手数料は性能評価書又は確認書添付の場合）

【今回追加】 ・建築行為を伴わない既存住宅 13,000円

■法改正の詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000981.html

お問い合わせ先

北九州市建築都市局指導部建築指導課

〒803—8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話：093-582-2531

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0058.html